

昭和43年度 特殊教育資料

1 盲学校・聾学校・養護学校

(1) 盲・聾・養護学校数の推移(国・公・私立)
(毎年度43年5月1日現在)

区分	計	盲学校	聾学校	養護学校			
				小計	精神薄弱	肢体不自由	病弱
23年度	133(5)校	70(4)校	63(1)校	—校	—校	—校	—校
24	143(10)	70(4)	72(6)	1	—	—	1
25	151(10)	72(4)	76(6)	3	1	—	2
26	151(12)	72(4)	76(8)	3	1	—	2
27	152(14)	72(5)	77(9)	3	1	—	2
28	164(11)	75(3)	84(8)	5	1	1	3
29	166(12)	75(2)	86(10)	5	1	1	3
30	269(12)	75(2)	89(10)	5	1	1	3
31	173(13)	74(3)	90(9)	9(1)	3	2(1)	4
32	181(16)	73(3)	91(10)	17(3)	8(1)	3(2)	6
33	189(17)	73(3)	92(11)	24(3)	9(1)	7(2)	8
34	201(15)	73(3)	92(10)	36(2)	14	11(2)	11
35	215(16)	73(3)	93(10)	43(3)	17(1)	14(2)	12
36	225(18)	73(3)	94(9)	58(6)	23(2)	20(2)	15(2)
37	246(23)	75(3)	97(8)	74(12)	28(2)	29(4)	17(6)
38	264(25)	76(1)	97(8)	91(16)	34(2)	37(6)	20(8)
39	279(30)	75(2)	98(8)	106(20)	42(2)	41(9)	23(9)
40	304(33)	75(2)	100(7)	129(24)	57(3)	47(12)	25(9)
41	322(34)	75(2)	101(7)	146(25)	66(2)	53(15)	27(8)
42	335(42)	73(2)	101(6)	161(34)	71(4)	63(19)	27(11)
43	344(47)	73(2)	101(6)	171(38)	75(5)	68(22)	28(11)

(注) 1. ()内の数は分校を示し、外数である。
 2. 肢体不自由養護学校本校の40年度47校、41年度53校、42年度68校のうち2校は、精薄養護学校および病弱養護学校に併設されている。本表では、肢体不自由養護学校2校、精薄養護学校1校、病弱養護学校1校として数えている。
 3. 病弱養護学校本校の41年度、42年度の27校および43年度の28校のうち1校は、肢体不自由養護学校に併設されている。本表においては、病弱養護学校、肢体不自由養護学校各1校として数えている。

(2) 盲・聾・養護学校の幼児児童生徒数の推移(国・公・私立)
(毎年度5月1日現在)

区分	計	盲学校	聾学校	養護学校			
				小計	精神薄弱	肢体不自由	病弱
23年度	12,387人	4,457人	7,930人	—人	—人	—人	—人
24	14,449	4,396	9,964	89	—	—	89
25	16,865	5,155	11,600	110	28	—	82
26	19,670	6,161	13,345	165	40	—	125
27	22,091	7,136	14,784	171	31	—	140
28	24,312	7,901	16,143	268	25	46	197
29	26,485	8,604	17,555	326	不明	不明	不明
30	28,142	9,090	18,694	358	60	61	237
31	29,575	9,460	19,505	610	不明	不明	不明
32	31,609	9,864	20,044	1,701	690	484	527
33	33,193	10,126	20,397	2,670	866	1,094	710
34	34,753	10,264	20,744	3,745	1,264	1,608	873
35	35,778	10,261	20,723	4,794	1,676	2,123	995

36	37,130	10,235	20,489	6,406	2,437	2,750	1,219
37	38,595	10,127	20,180	8,288	3,013	3,791	1,484
38	40,533	10,099	20,036	10,398	3,350	5,203	1,845
39	42,757	10,011	19,890	12,856	4,026	6,968	1,862
40	44,316	9,933	19,684	14,699	4,923	7,931	1,845
41	46,330	10,038	19,280	17,012	5,892	9,185	1,935
42	48,409	10,101	18,650	19,658	6,617	10,830	2,211
43	49,284	9,955	18,026	21,303	7,008	12,134	2,161

(3) 昭和43年度の盲・聾・養護学校数—都道府県別、設置者別—
Number of Special Schools (1968)
(4.3. 5. 1 現在)

学校種別 Kind of sp. sch	盲学校 Sch. for the Blind					聾学校 Sch. for the Deaf					精神薄弱養護学校 Sch. for the Mentally retarded					肢体不自由養護学校 Sch. for the Crippled				病弱養護学校 Sch. for the Sick & Weaken				
	都道府県 Pref.	国立 Nat.	都道府県立 Pref.	市立 Mun.	私立 Priv.	計 Total	国立 Nat.	都道府県立 Pref.	市立 Mun.	私立 Priv.	計 Total	国立 Nat.	都道府県立 Pref.	市立 Mun.	私立 Priv.	計 Total	国立 Nat.	都道府県立 Pref.	市立 Mun.	私立 Priv.	計 Total	都道府県立 Pref.	市区町立 City/Town/Village	私立 Priv.
北海道	...	5	5	...	8	8	...	2	...	1	3	...	3	...	3	1	1	2
青森	...	2	2	...	3	3	...	1 (3)	1 (3)	...	1(1)	...	1(1)	(1)	(1)
岩手	...	1	1	...	2	2	1	...	1
宮城	...	1	1	...	2	2	1	1	...	1	3	...	1(2)	...	1(2)
秋田	...	1	1	...	1	1	1	...	1	(3)	(3)
山形	...	2(1)	2 (1)	...	3	3	1(1)	...	1(1)
福島	...	4	4	...	4	4	1	...	1	...	1(1)	...	1(1)
茨城	...	1	1	...	2	2	1	...	1	...	1	...	1	(1)	(1)
栃木	...	1	1	...	1	1	1(1)	...	1(1)
群馬	...	1	1	...	1	1	6	...	6	...	1	1	2	1(1)	1(1)
埼玉	...	1	...	1	2	...	2	2	2	...	2	...	1	...	1	1	1
千葉	...	1	1	...	1 (1)	1 (1)	2	...	2	...	2	1	3	1	...	1	...	2
東京	1	4	5	1	9 (1)	...	1	11 (1)	2	4	...	2	8	1	4	...	5	2	2	4
神奈川	...	1	1	1	3	...	1	3	...	4	3	1	4	...	1	...	1	1	1	1	...	2
新潟	...	2	2	...	2	2	...	2	2	...	1(1)	...	1(1)	2	2
富山	...	1	1	...	2	2	...	1	1	...	1(1)	1	2(1)
石川	...	1	1	...	1	1	1	...	1	...	2	...	1(1)	...	1(1)
福井	...	1	1	...	1	1	1	...	1	1	1
山梨	...	1	1	...	1	1	1(1)	...	1(1)
長野	...	2	2	...	2	2	...	2	2	...	1(1)	...	1(1)
岐阜	...	1	1	...	1	1	1	...	1	...	1	...	1
静岡	...	3	3	...	3	3	1	...	1	...	1(2)	...	1(2)	1	1
愛知	...	3	3	...	5	5	1	1	...	2	...	2	(1)	(1)
三重	...	1	1	...	1	1	1	...	1
滋賀	...	1	1	...	1	1
京都	...	1(1)	1 (1)	...	1 (1)	1 (1)	1	1	2
大阪	...	1	1	...	2	...	2 (1)	1	...	3 (1)	1	2	4	...	7 (1)	...	1(2)	1	2(2)	...	2	2
兵庫	...	2	1	...	3	...	4	4	2	...	2	...	3	5	8	1	1	2
奈良	...	1	1	...	1	1	1	...	1

和歌山	...	1	1	...	1	1	...	(1)	(1)	...	1	...	1
鳥取	...	1	1	...	1	1	1	...	1	...	2	...	2	...	2	...
島根	...	1	1	...	2	2	1	1	2	...	2	...	2	...	2	...	
岡山	...	1	1	...	1	1	1	...	1	...	2	...	1	...	1	
広島	...	1	1	...	3	3	2(2)	...	2(2)	(2)	(2)	
山口	...	1	1	...	1(1)	1(1)	...	1	1	...	1	...	1	
徳島	...	1	1	...	1	1	1	1	...	1	...	1	
香川	...	1	1	...	1	1	...	1	1	...	1	...	1	
愛媛	...	1	1	...	2	2	1	...	1	
高知	...	1	1	...	2	2	2	...	2	...	1	...	1	
福岡	...	3	3	...	4	4	5	2	7	...	1(1)	1(1)	2(2)	...	3	...	3	...	
佐賀	...	1	1	...	1	1	1	...	1	
長崎	...	1	1	...	1(1)	1(1)	1(2)	...	1(2)	1	1	
熊本	...	1	1	...	2	2	1	1	2	...	1	...	1	(1)	(1)	
大分	...	1	1	...	1	1	...	1(1)	8	...	9(1)	...	1	...	1	(1)	(1)	
宮崎	...	1	1	...	2	2	1	...	1	
鹿児島	...	1	1	...	1	1	1(1)	...	1(1)	
総計 Total	1	67 (2)	3	2	73 (2)	1	95 (6)	4	1	101 (6)	9	19 (5)	40	7	75 (5)	1	55 (21)	12 (1)	68 (22)	12 (11)	14	2	28 (11)		

(注) 1. ()内は、分校を示し、外数である。

2. 肢体不自由養護学校県立本校55校のうち2校は、精神薄弱養護学校、病弱養護学校に併設されている。

3. 病弱養護学校市立本校14校のうち1校は、肢体不自由養護学校に併設されている。

(4) 公立養護学校数の推移

Increase of Public Special for Mentally retarded the Crippled and Sick & Weaken

(注) 1. 公立の本校および分校の数

2. 肢体不自由養護学校の40年度58校、41年度67校、42年度81校、43年度89校のうち2校は、精薄養護学校および病弱養護学校に併設されている。本図では肢体不自由養護学校2校、精薄養護学校1校、病弱養護学校1校として数えている。

3. 病弱養護学校の41年度33校、42年度36校、43年度37校のうち1校は、肢体不自由養護学校に併設されている。本図では、病弱養護学校、肢体不自由養護学校各1校として数えている。

(5) 公立養護学校数 一都道府県別、設置者別－

Number of Public Special Schools for the Mentally retarded,the Crippled and the Sick & Weaken

◎一都道府県立 Pref. ○一都道府県立分校 Pref.Bra. ▲一市町村立Mun. △一市町村立分校 Mum.Bra.

(43. 5. 1現在)

都道府県 学校種別	精神薄弱養護学校 Sch. For the Mentally retarded	肢体不自由養護学校 Sch. For the Crippled	病弱・虚弱養護学校 Sch. For the Sick and Weaken
北海道	◎◎	◎◎◎	▲
青森	◎ ○○○	◎ ○	○
岩手	...	◎	...
宮城	◎	◎ ○○	...
秋田	...	◎	○○○
山形	...	◎ ○	...
福島	▲	◎ ○	...
茨城	▲	◎	○
栃木	...	◎ ○	...
群馬	▲▲▲▲▲▲	◎ ▲	◎ ○
埼玉	▲▲	◎	◎
千葉	▲▲	◎◎ ▲	◎
東京	◎◎◎◎	◎◎◎◎	◎◎ ▲▲
神奈川	▲▲▲	◎	◎ ▲
新潟	◎◎	◎ ○	◎◎

富山	◎		◎ ○ ▲	…	
石川	▲		◎ ○	…	
福井	…		◎	◎	
山梨	…		◎ ○	…	
長野	◎◎		◎ ○	…	
岐阜	▲		◎	…	
静岡	▲		◎ ○○	◎	
愛知	…		◎◎	○	
三重	…		◎	…	
滋賀	…		…	…	
京都	…		◎ ▲	…	
大阪	◎◎ ▲▲▲▲		◎ ○○ ▲	▲▲	
兵庫	▲▲		◎◎◎ (病に併設) ▲▲▲▲▲	◎ ▲	
奈良	…		◎	…	
和歌山	○		◎	…	
鳥取	…		◎	▲▲	
島根	…		◎ ▲	▲▲	
岡山	▲		◎	…	
広島	…		◎◎ ○○	○○	
山口	◎		◎	…	
徳島	…		◎	…	
香川	◎		◎ (精に併設)	…	
愛媛	…		◎	…	
高知	▲▲		◎	…	
福岡	▲▲▲▲▲		◎ ○ ▲ △	▲▲ (肢に併設) ▲	
佐賀	…		◎	…	
長崎	…		◎ ○○	◎	
熊本	◎		◎	○	
大分	◎ ○ ▲▲▲▲▲▲▲▲		◎	○	
宮崎	…		◎	…	
鹿児島	…		◎ ○	…	
合計 Total	◎19 ○5 ▲40	64校 (うち分校5校)	◎55 ○21 ▲12 △1	89校 (うち分校22校)	◎12 ○11 ▲14
都道府県立校未設置数	33府県		1県		29都道府県
養護学校合計	都道府県立 123 (うち分校37)	市町立 67 (うち分校1)	合計190 (うち分校38)	…	…

(注) 肢体不自由養護学校県立本校55校のうち2校は、精薄養護学校、病弱養護学校に併設されている。病弱養護学校市立本校14校のうち1校は、肢体不自由養護学校に併設されている。

(6) 昭和43年度の盲・聾・養護学校の就学者数および教職員数 一学校種類別、設置者別、職名別一
Number of Pupils, Students and Teachers (1968)
(43. 5. 1現在)

区分	幼児・児童・生徒数								教員数			職員数	
	Pupils and Students								Teachers			Other Personnel	
	計 Total	幼稚部 Kind.	小学部 Prim.	中学部 L.Sec.	高等部 Upper Secondary				本務者 Full-time		兼務者 Pari-time	本務者 Full-time	うち寮母 Dormitory Matrons
小計 Total					本科	専攻科	別科	総数	特殊教育免許状所有者				
総計 Whole Total	49,284人	1,615人	21,149人	14,834人	11,686人	8,299人	1,865人	1,522人	10,574人	5,554人	567人	5,936人	2,680人
盲学校 計	9,955	40	2,663	2,413	4,839	2,096	1,343	1,400	2,501	1,485	261	1,721	933

	Priv.														
肢体不自由養護学校 Sch. For the Crippled	計 Total	12,134	4	7,684	3,387	1,059	1,015	44	2,172	820	59	1,285	549		
	国立 Nat.	236	-	179	43	14	14	-	40	21	9	11	-		
	公立 Parl total	小計	11,898	4	7,505	3,344	1,045	1,001	44	2,132	799	50	1,274	549	
		都道府県立 Pref.	10,445	-	6,583	2,900	962	944	18	1,861	727	43	1,199	549	
		市立 Mun.	1,453	4	922	444	83	57	26	271	72	7	75	-	
	私立 Priv.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
病弱・虚弱養護学校 Sch. for the Sick and Weaken	計 Total	2,161	5	1,285	857	14	14	-	471	147	29	238	85		
	国立 Nat.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	公立 Parl total	小計	2,000	5	1,212	783	-	-	-	460	147	12	206	67	
		都道府県立 Pref.	1,151	5	652	494	-	-	-	275	85	10	109	32	
		市立 Mun.	849	-	560	289	-	-	-	185	62	2	97	35	
	私立 Priv.	161	-	73	74	14	14	-	11	-	17	32	18		

(注) 「教員数」の「本務者」とは、校長、教諭、助教諭、養護教諭、講師で本務として勤務するものをいう。
「特殊教員免許状所有者」とは本務者のうち、教諭、助教諭で当該特殊教育学校の特殊教育学校教諭免許状を有するものをいう。
「教員数」の「本務者」とは、事務職員、技術職員、寮母、実習助手、養護職員、その他で本務として勤務するものである。

(7) 昭和43年度の公立盲・聾・養護学校の幼稚部、高等部数—都道府県別—
Number of Departments in SP. Schools (1968)
(43年5月1日現在)

学校種別 部別 都道府県名	盲学校 Sch. for the Blind			聾学校 Sch. for the Deaf			養護学校									都道府県名
	学校数	幼稚部 Kind.	高等部 U.Sec.	学校数	幼稚部 Kind.	高等部 U.Sec.	精神薄弱 Sch. for the Ment. retarded			肢体不自由 Sch. for the Crippled			病弱・虚弱 Sch. for the Sick & Weaken			
							学校数	幼稚部 Kind.	高等部 U.Sec.	学校数	幼稚部 Kind.	高等部 U.Sec.	学校数	幼稚部 Kind.	高等部 U.Sec.	
北海道	5	...	1	8	5	5	2	...	1	3	...	1	1	北海道
青森	2	...	1	3	3	3	1(3)	1(1)	(1)	青森
岩手	1	...	1	2	1	2	1	...	1	岩手
宮城	1	...	1	2	2	1	1	1(2)	宮城
秋田	1	...	1	1	1	1	1	(3)	秋田
山形	2(1)	...	1(1)	3	3	1	1(1)	山形
福島	4	...	1	4	3	1	1	1(1)	...	1	福島
茨城	1	...	1	2	1	1	1	...	1	1	(1)	茨城

栃木	1	...	1	1	1	1	1(1)	栃木
群馬	1	...	1	1	1	1	6	2	1(1)	群馬
埼玉	1	...	1	2	2	2	2	...	1	1	1	埼玉
千葉	1	...	1	1(1)	1	1	2	3	...	1	1	千葉
東京	4	1	2	9(1)	5(1)	4	4	...	3	4	...	4	4	東京
神奈川	2	...	2	4	4	4	3	...	1	1	2	神奈川
新潟	2	...	2	2	2	2	2	1(1)	...	1	2	新潟
富山	1	...	1	2	2	2	1	...	1	2(1)	...	1	富山
石川	1	...	1	1	1	1	1	1(1)	...	1	石川
福井	1	...	1	1	1	1	1	1	1	福井
山梨	1	...	1	1	1	1	1(1)	...	1	山梨
長野	2	...	2	2	2	2	2	1(1)	...	1	長野
岐阜	1	...	1	1	1	1	1	1	...	1	岐阜
静岡	3	...	3	3	3	3	1	1(2)	1	静岡
愛知	3	...	3	5	4	4	2	...	2	(1)	愛知
三重	1	...	1	1	1	1	1	...	1	三重
滋賀	1	...	1	1	1	1	滋賀
京都	1(1)	1(1)	1	1(1)	1	1	2	京都
大阪	2	1	2	3(1)	3	2(1)	6(1)	...	2	2(2)	...	2	2	大阪
兵庫	3	1	3	4	4	2	2	...	1	8	1	3	2	兵庫
奈良	1	...	1	1	1	1	1	...	1	奈良
和歌山	1	...	1	1	1	1	(1)	1	和歌山
鳥取	1	...	1	1	1	1	1	2	鳥取
島根	1	...	1	2	2	2	2	2	島根
岡山	1	...	1	1	1	1	1	1	岡山
広島	1	...	1	3	3	3	2(2)	...	1	(2)	広島
山口	1	...	1	1(1)	1	1	1	...	1	1	山口
徳島	1	...	1	1	1	1	1	...	1	徳島
香川	1	...	1	1	1	1	1	...	1	1	...	1	香川
愛媛	1	...	1	2	2	2	1	愛媛
高知	1	...	1	2	2	2	2	1	高知
福岡	3	...	3	4	4	4	5	2(2)	3	福岡
佐賀	1	...	1	1	1	1	1	佐賀
長崎	1	...	1	1(1)	1(1)	1	1(2)	1	長崎
熊本	1	...	1	2	1	1	1	1	(1)	熊本
大分	1	...	1	1	1	1	9(1)	1	...	1	(1)	大分
宮崎	1	...	1	2	2	2	1	宮崎
鹿児島	1	...	1	1	1	1	1(1)	...	1	鹿児島
合計	70 (2)	4	59(1)	99 (6)	87 (2)	79(1)	59 (5)	0	13	67 (22)	1	28	26 (11)	1	0	0	合計
高等部 科別計	本科 59 専攻科1部 58 専攻科2部 12 別科 57(1)			本科 79(1) 専攻科 34(1) 別科 1			本科 10 別科 3			本科 25 別科 3			...			高等科 別計部	

(注) 1. () 書きは分校(外数)を示す。2. 養護学校の高等部には専攻科は設置されていない。

2 特殊学級

(1) 特殊学級数および児童生徒数の推移(国・公・私立)
(毎年度5月1日現在)

年度	学級数	児童生徒数
----	-----	-------

	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
昭和6年	…学級	…学級	100学級	…人	…人	…人
15	…	…	209	…	…	…
16	…	…	1,412	…	…	…
17	…	…	1,682	…	…	…
18	…	…	1,786	…	…	…
19	…	…	2,486	…	…	…
20	…	…	511	…	…	18,201
23	222	17	239	…	…	…
24	484	26	510	15,321	901	16,222
25	602	49	651	17,451	1,655	19,106
26	712	118	830	20,146	2,865	23,011
27	705	123	828	18,744	3,285	22,029
28	650	146	796	17,595	3,093	20,688
29	808	176	982	18,103	2,323	20,926
30	930	242	1,172	20,497	3,983	24,480
31	1,004	314	1,318	19,765	4,559	24,324
82	1,036	395	1,431	17,276	5,702	22,978
33	1,253	538	1,791	18,621	6,670	25,291
34	1,529	713	2,242	20,256	8,399	28,655
35	2,029	908	2,937	24,406	10,430	34,836
36	2,555	1,112	3,667	28,546	12,890	41,436
37	3,203	1,374	4,577	34,339	15,885	50,224
38	3,920	1,793	5,713	39,687	19,595	59,282
39	4,664	2,365	7,029	45,821	24,693	70,514
40	5,484	3,043	8,527	51,445	30,224	81,669
41	6,429	3,838	10,267	58,206	37,238	95,444
42	7,298	4,562	11,860	63,553	42,885	106,438
43	8,065	5,215	13,280	68,750	48,245	116,995

(2) 昭和43年度特殊学級数および児童生徒数(国・公・私立)

Number of Sp. Classes and Pupils (1968)

(43. 5. 1 現在)

学校別 Kind of Sch.	小学校		中学校		合計	
学級の種類 Kind of Handicap	in Prim. Sch.		in L. Sec. Sch.		Total	
	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数
	Classes	Pupils	Classes	Pupils	Classes	Pupils
精神薄弱 Ment.retarded	7,441学級	62,720人	5,024学級	46,724人	12,465学級	109,444人
肢体不自由 Crippled	112	1,146	62	495	174	1,641
病弱・虚弱 Sick & Weaken	272	2,846	80	570	352	3,416
弱視 Partially seeing	11	61	1	4	12	65
難聴 Hard of hearing	58	460	6	35	64	495
言語障害 Speech disorder	104	907	3	24	107	931

その他	67	610	39	393	106	1,003
計	8,065	68,750	5,215	48,245	13,280	116,995

(注) 上記のうち、国立および私立の学級数(児童生徒数)次のとおり

国立 小学校 精薄 62(548)
 中学校 " 64(478)
 私立 小学校 " 8(63) 肢体不自由 3(23) 虚弱 1(8)

(3) 精神薄弱特殊教育学級数の推移(国・公・私立)
 Increase of Special Classes for Mentally Retarded
 (毎年度5月1日現在)

(4) 精神薄弱特殊学級の設置基準
 the Standard of Number of Special Classes for the Mentally Retarded
 市町村の人口段階に応じて次の基準により設置する。

設置数 市町村人口数 Municipal Population	特殊学級数 Number of Special Classes		
	小学校 in Primary Schools	中学校 in Lower Secondary Schools	計 Total
	1万未満(under10,000)	1学級	1学級
1万以上～3万未満	2	2	4
3万 " ～5万 "	3	3	6
5万 " ～10万 "	4	4	8
10万 " ～15万 "	5	5	10
15万 " ～20万 "	6	6	12
以下5万人増すごとに小学校1学級、中学校1学級を加える。and so on.			

(注) 3万未満の市については3万以上～5万未満の市の基準を適用する。

(5) 精神薄弱特殊学級の現状
 ア 精神薄弱特殊学級計画設置状況および充足率一覧—都道府県別—
 (43年5月1日現在)

区分	既設学級数			計画設置すべき学級数(A)			計画設置該当学級数(B)			不足数(A-B)			充足率(B/A)			県名
	小	中	計	小	中	計	小	中	計	小	中	計	小	中	計	
北海道	316	237	553	428	428	856	248	210	458	180	218	398	58%	49%	54%	北海道
青森	161	76	237	124	124	248	99	58	157	25	66	91	84	47	63	青森
岩手	138	77	215	127	127	254	99	63	162	28	64	92	78	50	64	岩手
宮城	196	129	325	151	151	302	127	104	231	24	47	71	84	69	76	宮城
秋田	146	99	245	130	130	260	107	78	185	23	52	75	82	60	71	秋田
山形	110	72	182	98	98	196	84	69	153	14	29	43	86	70	78	山形
福島	179	119	298	186	186	372	115	83	198	71	103	174	62	45	53	福島
茨城	253	146	399	191	191	382	145	104	249	46	87	133	76	54	65	茨城
栃木	166	134	300	117	117	234	99	95	194	18	22	40	85	81	83	栃木
群馬	226	70	296	131	131	262	107	60	167	24	71	95	82	46	64	群馬
埼玉	250	160	410	213	213	426	168	132	300	45	81	126	79	62	70	埼玉
千葉	237	159	396	200	200	400	182	137	319	18	63	81	91	69	80	千葉
東京	316	235	551	353	353	706	269	248	517	84	105	189	76	70	73	東京
神奈川	131	98	229	156	156	312	118	88	206	38	68	106	76	56	66	神奈川
新潟	214	138	352	220	220	440	152	112	264	68	108	176	69	51	60	新潟
富山	112	79	191	80	80	160	71	66	137	9	14	23	89	83	86	富山
石川	69	54	123	82	82	164	49	44	93	33	38	71	60	54	57	石川
福井	75	60	135	71	71	142	46	44	90	25	27	52	65	62	63	福井

山梨	54	49	103	95	95	190	50	42	92	45	53	98	53	44	48	山梨
長野	185	150	335	213	213	426	157	140	297	56	73	129	74	66	70	長野
岐阜	121	88	209	164	164	328	88	66	154	76	98	174	54	40	47	岐阜
静岡	168	111	279	204	204	408	131	94	225	73	110	183	64	46	55	静岡
愛知	180	134	314	262	262	524	169	125	294	93	137	230	65	48	56	愛知
三重	107	65	172	133	133	266	92	53	145	41	80	121	69	40	55	三重
滋賀	85	56	141	95	95	190	62	45	107	33	50	83	65	47	56	滋賀
京都	127	89	216	103	103	206	85	74	159	18	29	47	83	72	77	京都
大阪	418	262	680	229	229	458	214	179	393	15	50	65	93	78	86	大阪
兵庫	301	215	516	244	244	488	211	177	388	33	67	100	86	73	80	兵庫
奈良	67	48	115	83	83	166	56	43	99	27	40	67	67	52	59	奈良
和歌山	69	41	110	92	92	184	49	33	82	43	59	102	53	36	45	和歌山
鳥取	72	46	118	62	62	124	45	34	79	17	28	45	73	55	64	鳥取
島根	104	82	186	92	92	184	63	53	116	29	39	68	68	58	63	島根
岡山	201	133	334	178	178	356	122	102	224	56	76	132	74	57	62	岡山
広島	229	183	412	188	188	376	152	148	300	36	40	76	81	79	80	広島
山口	106	77	183	115	115	230	85	67	152	30	48	78	74	58	66	山口
徳島	67	47	114	83	83	166	56	36	92	27	47	74	67	43	55	徳島
香川	146	74	220	80	80	160	77	59	136	3	21	24	96	74	85	香川
愛媛	150	129	279	132	132	264	89	85	174	43	47	90	67	64	66	愛媛
高知	118	88	206	87	87	174	63	53	116	24	34	58	72	61	67	高知
福岡	212	121	333	242	242	484	159	122	281	83	120	203	66	50	58	福岡
佐賀	144	85	229	88	88	176	69	63	132	19	25	44	78	72	75	佐賀
長崎	176	103	279	151	151	302	116	74	190	35	77	112	77	49	63	長崎
熊本	120	72	192	172	172	344	98	61	159	74	111	185	57	35	46	熊本
大分	109	81	190	111	111	222	66	67	133	45	44	89	59	60	60	大分
宮崎	129	85	214	93	93	186	85	65	150	8	28	36	91	70	81	宮崎
鹿児島	119	86	205	180	180	360	113	83	196	67	97	164	63	46	54	鹿児島
計	7,379	4,942	12,321	7,029	7,029	14,058	5,107	4,038	9,145	1,922	2,991	4,913	73	57	65	計

イ 精神薄弱特殊学級計画設置充足率 一都道府県別一

(注) 市町村人口段階別設置基準による昭和43年5月1日現在の充足率である。

3 盲・聾・養護学校数、特殊教育数および就学率の推移

(1) 昭和42年度実施の「児童生徒の心身障害に関する調査」の結果の概要

ア 調査の概要

(ア) 調査の目的

- a 児童生徒の心身障害の状況を教育的・医学的観点から調査し、特殊教育等の振興施策に役立つ基礎資料を整備すること。
- b 具体的には、全国の公立小・中学校に在籍する心身障害を有する児童生徒について、その種類と程度などを調査し、「教育上特別な取り扱いを要する」心身障害児童生徒の数を把握すること。

(イ) 調査の方法

- a 第1次調査(昭和42年6月15日現在)および第2次調査(同年10月15日～11月20日)の2回に分けて実施。
- b 第1次調査は、全国の公立小・中学校に在籍するすべての児童生徒(特殊学級を含む)を対象として実施した。この調査においては、各学校ごとに、文部省が作成した「類別基準」によって、「心身に障害があるか、またはその疑いがある」と判断される児童生徒について、その障害種類に類別した。

類別に当たっては、原則として学級担任教員が、その指導経験、日常の観察、健康診断等の資料に基づいて、また必要な場合には、養護教諭、学校医等の意見を参考として、判断することとした。

障害の種類は、(1)視覚障害、(2)聴覚障害、(3)精神薄弱、(4)肢体不自由、(5)病弱・身体虚弱、(6)言語障害、(7)情緒障害の7種類とし、これらの障害を2種類以上重複している場合には、最も重い障害の1つに類別することとした。

c 第2次調査は、全国の公立小・中学校から約2%の学校を抽出し、当該抽出校の第1次調査において、「心身に障害があるか、またはその疑いがある」とされた児童生徒全員を対象として実施した。

第2次調査においては、文部省が作成した「判別基準」に基づいて、専門医、専門検査員および学級担任教員が精密な検査を行ない、児童生徒ひとりひとりについてその障害の種類ごとにその程度または類型に判別した。

イ 調査結果の要点

(ア) 公立小・中学校において「心身に障害があるか、またはその疑いがある」とされた児童生徒数 一第1次調査結果一
第1次調査において類別され、「心身に障害があるか、またはその疑いがある」とされた児童生徒の数は、第1表の通りである。

(イ) 年齢的にみた心身障害児童生徒数 一第1次調査結果一

第1表に掲げた児童生徒数を年齢別にみると、第2表の通りである。

(ウ) 障害の極類別、程度または類型別の心身障害児童生徒数の推計

第1表に掲げた第1次調査による「心身に障害があるか、またはその疑いがある」とされた児童生徒数(以下「第1次調査の結果」という)について、さらに、この調査の第2次調査の結果を用いて、その障害の程度または類型別の人数を推計した。

推計された障害の種類別の程度または類型別の児童生徒数について、あらかじめ設定された、「教育上特別な取り扱いを要する」心身障害の程度または類型についての範囲に基づき、「教育上特別な取り扱いを要する」心身障害児童生徒数を区分した。

このようにして得られた公立小・中学校に在籍する心身障害の児童生徒数の程度別・類型別の分布状況は、第3表(1)から(7)に示す通りである。なお、「肢体不自由」、「病弱・身体虚弱」、「言語障害」、「情緒障害」の合計欄の数が、第1表(第1次調査の結果)の合計欄の数と一致しないのは、第2次調査において、これらの障害に「該当しない」と判別された者がおり、この比率を第1次調査の結果に乘以、「該当しない」者の推計数を算出し、この分だけ第1次調査の結果から除外したためである。

なお「言語障害」および「情緒障害」については、第1次調査の結果を一応そのまま「教育上特別な取り扱いを要する」児童生徒数としてある(ただし、「言語障害」については不明の数を除いてある)。

(エ) 公立小・中学校における「教育上特別な取り扱いを要する」児童生徒の推計数

第3表に示した障害の種類別の程度または類型別の心身障害児童生徒数のうち、「教育上特別な取り扱いを要する」児童生徒の総数を算定すると、第4表の通りである。

第5表によれば、学齢児童生徒人口の3.69%に当たる54万人が、「教育上特別な取り扱いを要する」心身障害児童生徒数であると推計される。

(オ) 学齢児童生徒(6～14歳)人口に対する「教育上特別な取り扱いを要する」心身障害児童生徒の比率

この調査および「学校基本調査(指定統計)」の結果から、学齢(義務教育該当年齢6～14歳)に該当する「教育上特別な取り扱いを要する」心身障害児童生徒の総数と、これが学齢児童生徒人口に占める比率を算定すると、第5表に示す通りである。

なお、ここでは国・私立小・中学校特殊学級および国・公・私立特殊教育諸学校の在学者、就学猶予・免除者は、すべて「教育上特別な取り扱いを要する」(表中「要措置」と略す)心身障害児童生徒と見なし、また、国・私立小・中学校(普通学級)の在学者中には、「要措置」心身障害児童生徒はないと見なして算定してある。

第5表によれば、学齢児童生徒人口の3.69%に当たる54万人が、「教育上特別な取り扱いを要する」心身障害児童生徒数であると推計される。

第1表 「心身に障害があるか、またはその疑いがある」とされた児童生徒数(第一次調査)ー公立小・中学校ー

障害の種類	合計			小学校			中学校		
	計	普通学級	特殊学級	計	普通学級	特殊学級	計	普通学級	特殊学級
視覚障害	15,794	15,480人	314人	8,971人	8,751人	220人	6,823人	6,729人	94人
聴覚障害	15,236	14,467	769	9,438	8,821	617	5,798	5,646	152
精神薄弱	519,626	429,348	90,278	316,089	263,618	52,471	203,537	165,730	37,807
肢体不自由	50,312	46,984	3,328	31,727	29,375	2,352	18,585	17,609	976
病弱・身体虚弱	104,969	100,917	4,052	70,461	67,522	2,939	34,50	33,395	1,113
言語障害	55,843	53,954	1,889	42,618	41,169	1,449	13,225	12,785	440
情緒障害	64,479	61,979	2,500	43,723	42,037	1,686	20,756	19,942	814
合計	826,259	723,129	103,130	523,027	461,293	61,734	303,232	261,836	41,396

(注) 特殊学級の児童生徒数は、必ずしも当該障害の特殊学級として編制された学級に在籍している者の数とは限らない。

第2表 「心身に障害があるか、またはその疑いがある」とされた年齢別児童生徒数(第一次調査)ー公立小・中学校ー

障害の種類 年齢	児童生徒数								在籍児童生徒数に対する比率							
	視覚	聴覚	精薄	肢体不自由	病弱虚弱	言語	情緒	合計	視覚	聴覚	精薄	肢体不自由	病弱虚弱	言語	情緒	合計
6歳	1,029人	1,517人	25,607人	3,890人	11,047人	9,572人	7,047人	59,709人	0.07%	0.10%	1.68%	0.26%	0.73%	0.63%	0.46%	3.93%
7歳	1,160	1,604	42,085	4,988	12,470	8,327	8,349	78,983	0.08	0.10	2.73	0.32	0.81	0.54	0.54	5.12
8歳	1,475	1,596	54,991	5,324	12,033	7,246	8,341	91,006	0.09	0.10	3.48	0.34	0.76	0.46	0.53	5.76
9歳	1,657	1,527	58,556	5,282	11,387	6,310	6,937	91,656	0.11	0.10	3.90	0.35	0.76	0.42	0.46	6.10
10歳	1,730	1,534	65,260	5,695	11,282	5,472	6,727	97,700	0.11	0.10	4.23	0.37	0.73	0.35	0.44	6.33
11歳	1,834	1,548	65,703	5,640	11,545	5,486	6,114	97,870	0.10	0.09	3.65	0.31	0.64	0.30	0.34	5.43
12歳	2,140	1,880	66,586	5,755	10,925	4,449	5,433	97,168	0.13	0.12	4.16	0.36	0.68	0.28	0.34	6.07
13歳	2,281	1,886	69,104	5,859	11,596	4,337	6,972	102,035	0.14	0.11	4.14	0.35	0.69	0.26	0.42	6.11
14歳	2,364	1,991	66,819	6,608	11,343	4,351	8,014	101,490	0.13	0.11	3.77	0.37	0.64	0.25	0.45	5.72
15歳以上	124	153	4,951	1,271	1,341	293	545	8,642	—	—	—	—	—	—	—	—

第3表 公立小・中学校における心身障害の程度別・類型別児童生徒の実態(第二次調査)ー障害の種類別推計ー

(1) 視覚障害

障害の程度	該当児童生徒推計数
視力	人
0.4以上	6,763
0.3	2,347
小計	9,110
要措置	視力

	0.2～0.1	5,283
	0.09～0.04	985
	0.03～0.02	325
	0.01以下	91
	小計	6,684
	(小計のうち学齢の者)	(6,632)
合計		15,794

(注) 「要措置」とは「教育上特別な取り扱いを要する」ことをいう。以下本表において同じ。

(2) 聴覚障害

障害の程度		該当児童生徒推計数
平均聴力損失値		人
0～30dB		8,669
31～50dB(耳科所見あり)		954
小計		9,623
要措置	平均聴力損失値	
	31～50dB(耳科所見なし)	3,156
	51～70dB(" あり)	
	51～70dB(" なし)	1,570
	71～90dB	600
	91dB以上	287
	小計	5,613
	(小計のうち学齢の者)	(5,474)
合計		15,236

(注) 「耳科所見あり」とは、外耳奇形または鼓膜穿孔の認められるものをいい、これは医療によってある程度聴力の回復が期待できると思われる者である。

(3) 精神薄弱(境界線の一部を含む)

障害の程度		該当児童生徒推計数
IQ86以上		141,409人
境界線(IQ76～85)		74,185
小計		215,594
要措置	境界線(IQ76～85)	65,158
	軽度(IQ50～75)	195,622
	中度(IQ40～49)	14,637
	重度(IQ20～39)	9,053
	最重度(IQ19以下)	6,059
	小計	290,529
	(小計のうち学齢の者)	(286,779)
不明		13,503
合計		519,626

(注) 要措置欄の境界線(IQ76～85)は、学力、社会生活能力等が劣るため、通常の学習指導が著しく困難な者をいう。

(4) 肢体不自由

障害の程度		該当児童生徒推計数			
類型		計	脳性まひ	進行性筋ジストロフィー症	その他
通常の学校生活が可能		37,424人	3,409人	一人	34,015人
要措置	軽度	8,392	3,310	206	4,876

中度	2,237	859	471	907
重度	515	279	—	236
最重度	1,360	1,360	—	—
小計	12,504	5,808	677	6,019
(小計のうち学齢の者)	(11,894)	*	*	*
合計	49,928	9,217	677	40,034

(注) *印は、推計値がない。以下本表において同じ。

(5) 病弱・身体虚弱

類型	該当児童生徒推計数								
	計	結核	心臓疾患	腎臓疾患	ぜん息	てんかん	その他の疾患	虚弱	
通常の学校生活が可能	29,706人	1,936人	3,011人	1,852人	4,740人	1,251人	6,158人	10,758人	
要措置	軽度	41,412	1,668	3,483	2,014	11,768	1,349	7,572	13,558
	中度	19,166	1,338	8,487	2,143	2,338	598	3,654	608
	重度	6,735	1,589	2,621	597	—	—	1,928	—
	小計	67,313	4,595	14,591	4,754	14,106	1,947	13,154	14,166
	(上記のうち小計の者)	(66,409)	*	*	*	*	*	*	*
要精検	(6,389)	*	*	*	*	*	*	*	
合計	97,019(103,408)	6,531	17,602	6,606	18,846	3,198	19,312	24,924	

(注) 1. 通常の学校生活が可能なる者のうち、全く問題のない者も含む。

2. 合計欄の()の数は要精検を含む。

(6) 言語障害

類型		該当児童生徒推計数							不明
		計	構音障害	口蓋裂	声の障害	吃音	早口症おそ口症	言語発達遅滞	
授業中の発表態度	おおむね良	23,758人	5,334人	992人	1,377人	13,066人	1,385人	1,604人	2,477人
	やや不良	20,343	4,921	2,628	884	8,354	1,397	2,159	1,833
	不良	5,176	1,522	796	257	986	214	1,401	897
小計		49,277	11,777	4,416	2,518	22,406	2,996	5,164	5,207
(小計のうち学齢の者)		(49,077)	*	*	*	*	*	*	*
合計		54,484	11,777	4,416	2,518	22,406	2,996	5,164	5,207

(注) 1. 不明は調査の際、応答しなかった者をいう。

2. 合計欄に不明の数を含む。

(7) 情緒障害

類型	該当児童生徒推計数							
	計	登校拒否	神経症	緘黙	自閉症	精神病	脳の器質的障害	その他
合計	63,717人	2,883人	522人	8,358人	3,339人	3,394人	2,216人	43,005人
(合計のうち学齢の者)	(63,173)	*	*	*	*	*	*	*

(注) 「脳の器質的障害」に、てんかんの疑いの者を含む。病弱に掲げられた「てんかん」は明らかに発作のある者で、知的・情緒的变化を伴っていない者をいう。

第4表 公立小・中学校における「教育上特別な取り扱いを要する」児童生徒の推計数

障害の種類	合計			小学校			中学校		
	児童生徒数	構成比	うち普通学級の児童生徒数	児童数	構成比	うち普通学級の児童数	生徒数	構成比	うち普通学級の生徒数
視覚障害	6,684人	1.3%	6,414人	3,740人	1.2%	3,564人	2,944人	1.6%	2,850人
聴覚障害	5,613	1.1	5,007	3,510	1.1	2,955	2,103	1.1	2,052
精神薄弱	290,529	58.6	217,656	167,800	54.4	126,358	122,729	65.6	91,298
肢体不自由	12,504	2.5	10,571	8,038	2.6	6,428	4,466	2.4	4,143

病弱・身体虚弱	67,313	13.6	64,990	45,449	14.7	44,140	21,864	11.7	20,850
小計	382,643	77.1	304,638	228,537	74.0	183,445	154,106	82.4	121,193
言語障害	49,277	10.0	47,523	37,212	12.1	35,839	12,065	6.5	11,684
情緒障害	63,717	12.9	61,217	43,002	13.9	41,316	20,715	11.1	19,901
合計	495,637	100.0	413,378	308,751	100.0	260,600	186,886	100.0	152,778

第5表 学齢児童生徒人口に対する「教育上特別な取り扱いを要する」心身障害児童生徒の比率

区分			視覚障害	聴覚障害	精神薄弱	肢体不自由	病弱・身体虚弱	小計	言語障害	情緒障害	合計
(A) 学齢児童生徒人口			14,670,330人
(B) 学齢の要措置心身障害児童生徒推計数	公立小・中学校在学者	(1) 普通学級	6,370人	4,951人	216,266人	10,213人	64,302人	302,102人	47,380人	60,736人	410,218人
		(2) 特殊学級	262	523	70,513	1,681	2,107	75,086	1,697	2,437	79,220
		小計	6,632	5,474	286,779	11,894	66,409	377,188	49,077	63,173	489,438
	(3) 国・私立小・中学校特殊学級在学者		—	—	1,017	—	8	1,025	—	—	1,025
	(4) 国・公・私立特殊教育諸学校在学者		4,283	10,872	5,277	9,15	1,870	31,453	—	—	31,453
	(5) 計		10,915	16,346	293,073	21,045	68,287	409,666	49,077	63,173	521,916
	(6) 就学猶予・免除者		10	222	10,638	4,766	3,350	19,077	—	—	19,077
	(7) 合計		11,016	16,568	30,371	25,81	71,637	428,743	49,077	63,173	540,993
(B) (7) の児童生徒数 / (A) 学齢児童生徒人口		× 100	0.08%	0.11%	2.07%	0.18%	0.49%	2.93%	0.33%	0.43%	3.69%

(注) 1. (A) 学齢児童生徒人口、および(3)(4)(6)の数は、昭和42年5月1日現在の「学校基本調査」による数である。
2. (2) の障害種類別の特殊学級児童生徒数は、必ずしも当該障害の特殊学級として編制された学級に在籍している者の数とは限らない。
3. 「言語障害」、「情緒障害」については、現在、障害の判別基準および教育的措置は定められていないため、他の5障害とは区別して掲載した。

(2) 盲・聾・養護学校および特殊教育の在学率の推移
Ratio of Attendance for Special Schools and Classes
(毎年度5月1日現在)

(注) 昭和42年度以降は、昭和42年度実施「児童生徒の心身障害に関する調査」結果の新出現率による。

(3) 昭和43年度盲・聾・養護学校および特殊学級の在学者数ならびに在学率
Number of Handicapped age (6-14) and Ratio of Attendance (1968)
(43. 5. 1 現在)

区分			心身障害児童生徒推定数		在学者数		在学率
Kind of Handicap			Handicapped Children		Number of Pupils attending Special Sch. And Cls.		Radio of Attendance
			出現率	人数			
			Par Cent of Incidence	Number of Children			
視覚障害者 the Blind & Partilly Sighted	視力	0.04未満	0.015%	2,172人	5,141人	盲学校 5,076人 特殊学級 65	44.4%
		0.04以上0.1未満	0.016	2,317			
		0.1以上0.3未満	0.049	7,096			
		計	0.080	11,585			
聴覚障害者 the Deaf & hand of hearing	聴力損失値	91dB以上	0.039	5,648	11,960	聾学校 11,465 特殊学級 495	75.1
		71~90dB	0.031	4,489			
		51~70dB	0.018	2,607			
		51~70dB (耳科所見あり)	0.022	3,185			
		計	0.110	15,929			
精神薄弱者	最重度(IQ19以下)	0.113	16,364	115,592	養護学校 6,148 特殊学級 109,444	38.6	
	重度(IQ20~39)	0.195	28,239				

the Mentally retarded	中度 (IQ40～49)				
	軽度 (IQ50～75)	1,762	255,160		
	境界線 (IQ76～85)				
	計	2,070	299,763		
肢体不自由者 the Crippled	0.180	26,066	12,793	養護学校 11,152 特殊学級 1,641	49.1
病弱・虚弱者 the Sick and Weaken	0.490	70,958	5,558	養護学校 2,142 特殊学級 3,416	7.8
小計 Part total	2,930	424,301	151,044	特殊教育諸学校 35,983 特殊学級 115,061	35.6
言語障害者 the Speech impaired	0.330	47,788	931	特殊学級 931	1.9
情緒障害者 the Emotionally isturbed	0.430	62,270	—	—	—
合計 Whole total	3,690	534,359	151,975	特殊教育諸学校 35,983 特殊学級 115,992	28.4

(注) 1. 「心身障害児童生徒推定数」の「出現率」は、昭和42年度「児童・生徒の心身障害に関する調査」、「学校保健統計調査」および「学校基本調査」による。
2. 特殊教育諸学校および特殊学級在学者は、「学校基本調査」による。
3. 聴覚障害者の欄中「耳科所見あり」とは外耳奇形または鼓膜穿孔のあるものをいう。
4. 精神薄弱者の欄中、程度別に付しているIQ値は、「児童生徒の心身障害に関する調査」を実施した際に参考にしたものである。なお、「境界線 (IQ 76～85)」は、学力、社会生活能力等が劣るため通常の学習指導が著しく困難なものをいう。

4 特殊教育対象児童生徒の判別基準と教育措置

障害	障害の程度と教育措置		
盲者および弱視者	1 両眼の矯正視力……0.1未満	盲学校	
	2 両眼の矯正視力……0.1～0.3	点字による教育を必要とする者、または将来点字を必要とすることとなると認められる者	
	視力以外の視機能障害 (視野狭窄等)	その他 特殊学級か普通学級で留意して教育	
聾者および難聴者	1 両耳の聴力損失90デシベル以上	聾学校	
	2 両耳の聴力損失90～50デシベル	補聴器の使用によっても通常の話声を解することが不可能または著しく困難な者 補聴器を使用すれば通常の話声を解するに著しい困難を感じない者	
	3 両耳の聴力損失50デシベル未満	補聴器を使用しても通常の話声を解することが困難な程度の者 特殊学級か普通教育で留意して教育	
精神薄弱者	重度 (白痴程度) (I.Q.20または25程度以下)	就学猶予・免除を考慮する	
	中度 (愚痴程度) (I.Q.20または25～50程度)	比較的重症の者	
		その他	養護学校、就学する養護学校がないときは、特殊学級
	軽度 (魯鈍程度) (I.Q.50～75程度)	社会的適応性の著しく乏しい者 その他 特殊学級 (境界線児 (I.Q.75～85程度) の者で、特殊学級で教育することが適当と認められるものを含む。)	
肢体不自由者	1 起居、筆記、歩行等が不可能または困難な者およびこれと同程度の障害を有する者	養護学校、就学する養護学校がないときは、特殊学級	
	2 上記の程度に達しない者	6月以上の医学的観察指導を必要とする者	
		その他	普通学級で留意して教育、または特殊学級
病弱者 (身体虚弱者を含む)	1 病弱者 (慢性の胸部、心臓、腎臓疾患等)	6月以上の医療または生活規制を必要とする者	養護学校、就学する養護学校がないときは、特殊学級
		6月未満の医療を必要とする者	1 欠席して療養に専念するよう指導 2 普通学級で留意して教育 3 特殊学級 (病院)

		6月未満の生活規制を必要とする者	特殊学級、普通学級で留意して教育
	2 身体虚弱者	6月以上の生活規制を必要とする者	養護学校、就学する養護学校がないときは、特殊学級
		6月未満の生活規制を必要とする者	特殊学級、普通学級で留意して教育
言語障害者	1 聾、難聴、脳性小児まひによる肢体不自由、神経薄弱などに伴う者		障害の性質および程度に応じ、聾学校、養護学校または難聴者、肢体不自由者、精神薄弱者のための特殊学級
	2 その他		障害の性質および程度に応じ、言語障害者のための特殊学級または普通学級で留意して教育

(注) 学校教育法施行令第22条の2および昭和37年10月18日付け文初特第380号通達による。

5 特殊教育振興のための施策

(1) 特殊教育関係文部省著作教科書一覧 —昭和44年度使用—
盲学校小学部(点字版)

国語科	国語	1年 上・下	2年 上・下	3年 上・下	4年 上・下	5年 上・下	6年 上・下
社会科	社会	—	2年	3年 上・下	4年 上・下	5年 上・下	6年 上・下
算数科	算数	1年 上・下	2年 上・下	3年 上・下	4年 上・中・下	5年 上・中・下	6年 上・中・下
理科	理科	—	—	3年	4年 上・下	5年 上・下	6年 上・下

盲学校中学部(点字版)

国語科	国語	1年 1・2・3・4	2年 1・2・3・4	3年 1・2・3・4
社会科	社会(地理)	1年 1・2・3・4・資料編	…	…
	社会(歴史)	…	2年 1・2・3・4・資料編	…
	社会(政・経・社)	…	…	3年 1・2・3・4・資料編
数学科	数学	1年 1・2・3・4	2年 1・2・3・4	3年 1・2・3・4
理科	理科	1年 上・中・下	2年 上・中・下	3年 上・中・下
外国語科	英語	1年 上・下・資料編1・2・3	2年 上・中・下	3年 上・中・下

聾学校小学部

国語科	国語	ことばのべんきょう	1年 1・2	2年 1・2	3年 1・2	…	…	…
言語指導		ことばの練習	…	…	…	4年	5年	6年
社会科	しゃかい		…	2年 ☆☆	…	…	…	…
算数科	さんすう		1年 ☆	2年 ☆☆	…	…	…	…
律唱科	たのしいリズム		1年	2年	3年	4年	5年	6年

聾学校中学部

国語科	中等国語言語編	1年～3年
-----	---------	-------

養護学校小学部(精神薄弱)

国語科	こくご	…	…	3～4年 ☆	5～6年 ☆☆
算数科	かずの本	…	…	3～4年 ☆	5～6年 ☆☆
音楽科	うたのほん	1～2年	…	…	…
	おんがく	…	…	3～4年 ☆	5～6年 ☆☆

養護学校小学部(病弱)

養護・体育科	わたしたちの健康	…	…	3～4年(中学年用)	5～6年(高学年用)
--------	----------	---	---	------------	------------

養護学校小学部(肢体不自由)

体育・機能訓練科	健康と安全	…	…	…	…	5～6年(高学年用)
----------	-------	---	---	---	---	------------

養護学校中学部(精神薄弱)

国語科	国語	1～3年 ☆☆☆
数学科	数の本	1～3年 ☆☆☆

(2) 特殊教育関係文部省著作指導書等一覧

区分	種別	書名	発行年月	発行者	定価	摘要
盲教育	解説書	盲学校 学習指導要領小学部編 解説	39.7	文部省	無償	学習指導要領の解説
		盲学校 学習指導要領中学部編 解説	41.3	〃	〃	〃
	指導書	盲学校高等部理療科指導書	35.7	財団法人日本児童福祉協会	300円	理療科各科目の目標、内容、指導上の留意点を説明し、具体的に教育課程の編成例を示す。
		理療科学習指導の要点	38.8	医歯薬出版株式会社	660	理療科各科目について、重要左指導項目およびその留意事項を解説する。
	手びき書	盲学校小学部 社会科指導の手びき	40.3	文部省	無償	社会科指導の要点を解説するとともに各学年において盲児に必要な指導事例を示す。
		点字楽譜の解説	〃	〃	〃	点字楽譜を五線譜と比較しながら解説する。
		盲学校理科 実験と観察	42.3	〃	〃	主として全盲児童生徒(小・中・高)を対象に理科実験、観察指導の方法を具体的に解説する。
		盲児の感覚と学習	43.3	〃	〃	主として全盲児童生徒の触覚、聴覚等の感覚を訓練して、盲教育の効果をあげるため、指導法と事例を解説する。
聾教育	解説書	聾学校 学習指導要領小学部編 解説	39.10	〃	〃	学習指導要領の解説
		聾学校 学習指導要領中学部編 解説	41.3	〃	〃	〃
	指導書	国語指導書(上) —聾学校小学部・中学部 国語科教科書指導書—	43.3	〃	〃	聾学校小学部、中学部国語科(言語指導)教科書の指導のあり方と実際について解説する。
		国語指導書(下) —聾学校小学部・中学部 国語科教科書指導書—	(44.3予定)	(〃)	(〃)	〃
	手びき書	職能訓練の手引 —聾・難聴児の聴覚利用—	40.3	文部省	無償	聴覚の生理・病理・聴覚障害の検査・判定、聴覚利用の方法等を解説する。
精神薄弱教育	解説書	養護学校小学部・中学部 学習指導要領精神薄弱 教育編解説	41.3	教育図書株式会社	60	学習指導要領の解説
	指導書	うたのほん指導書 —養護学校(精薄)小学部 音楽科教科書指導書—	40.8	東京書籍株式会社	145	総論で精神薄弱教育における音楽教育一般について、各論で各題材について、原則として左頁に楽譜、右頁に教材説明を述べる。
		おんがく☆指導書 —養護学校(精薄)音楽科 教科書指導書—	40.11	〃	〃	〃
		おんがく☆☆指導書 —養護学校(精薄)音楽科 教科書指導書—	40.5	〃	240	〃
		音楽☆☆☆指導書 —養護学校(精薄)中学部 音楽科教科書指導書—	40.8	〃	290	〃
		かずのほん指導書(上)	40.4	〃	105	総論で精神薄弱教育における算数・数学指導の一般的な問題を、各論で教科書(かずのほん☆)の具体的な取扱い方につ

		—養護学校(精薄)算数・数学科教科書指導書—				いて述べる。
		かずのほん指導書(下)	40.9	〃	135	教科書(かずの本☆☆、数の本☆☆☆)の具体的取扱い方について述べる。
		—養護学校(精薄)算数・数学科教科書指導書—				
		こくご指導書(小学部編)	41.3	〃	200	精神薄弱教育における国語指導のあり方と各単元の解説、展開例等(こくご☆、こくご☆☆)について述べる。
		—養護学校(精薄)国語教科書指導書—				
		国語指導書(中学部編)	42.3	〃	190	〃(国語☆☆☆)
		—養護学校(精薄)国語教科書指導書—				
	手びき書	図画工作指導の手びき	43.3	〃	112	精神薄弱教育における図画工作の意義、目標、指導計高と指導法領域とその展開などについて述べる。
		—養護学校(精薄)小学部・中学部用—				
		家庭科指導の手びき	(44.3予定)	未	未円	精神薄弱養護学校小学部における家庭科の意義、目標指導計画と指導法、領域とその展開などについて述べる。
		—養護学校(精薄)小学部用—				
肢体不自由教育	解説書	養護学校小学部中学部 学習指導要領肢体不自由教育編解説	42.3(再刊)	社会福祉法人 日本肢体不自由児協会	400	学習指導要領の解説。
	手びき書	肢体不自由児教育の手びき(上)	33.7	〃	278	肢体不自由の起因疾患、判別医学的訓練など病理的内容を中心に述べる。
		肢体不自由児教育の手びき(下)	41.3	〃	300	教育課程の編成・指導計画の作成学習指導の方法など教育的内容を中心に述べる。
		機能訓練の手びき	42.3	〃	390	機能訓練について、その理論と方法、運営と指導などに関する具体的な指針を述べる、
		脳性マヒ児の理解と指導	(44.3予定)	未	未	精神発達遅滞を併せもつ脳性マヒ児の、特に入門期における指導の具体的方法について指針を述べる。
病弱・虚弱教育	解説書	養護学校小学部、中学部 学習指導要領病弱教育編解説	40.3	文部省	無償	学習指導要領の解説。
	手びき書	病弱教育の手びき(上)	41.3	〃	〃	結核、心臓疾患、腎臓疾患等の病理と保健を中心に述べる(病理編)
		病弱教育の手びき(下)	42.3	〃	〃	教育課程の編成、指導計画の作成、学習指導の方法などを中心に述べる。(教育編)
		養護および養護活動の手びき	(44.3予定)	未	未	養護および養護活動について、その基礎的理解と方法・運営と指導等に関する具体的な指針を述べる。

(3) 昭和43年度特殊教育実験学校一覧

研究事項		研究課題	研究実施都府県	実験学校名	備考
重複障害教育の研究	盲・聾	盲学校における重複障害教育の管理、運営および盲聾児の指導計画の研究	山梨県	山梨県立盲学校	36年度から継続
		聾学校における重複障害教育の管理・運営および指導計画の研究	香川県	香川県立聾学校	新規
	脳性マヒ	脳性マヒの児童生徒の特性にそくした教育内容・方法の研究	大阪府	大阪府立堺養護学校	42年度から継続
言語障害・難聴・弱視・情緒障害・身体障害教育の研究	言語障害	言語障害児学級における指導計画の作成と実施上の諸問題	神奈川県	横浜市立幸ヶ谷小学校	42年度から継続
	難聴	難聴児の判別と障害に応じた指導法	兵庫県	姫路市立城南小学校	41年度から継続
	弱視	弱視学級の管理・運営	東京都	葛飾区立住吉小学校	41年度から継続
		同上	岡山県	岡山市立南方小学校	41年度から継続
情緒障害	重症情緒障害児の教育内容・方法の研究	三重県	津市立高茶屋中学校	42年度から継続	

			津市立南郊中学校	
		情緒障害児の教育内容・方法の研究	千葉県 市川市立国府台小学校 市川市立市川第一中学校	新規
		同上	静岡県 富士市立大淵第一小学校	新規
	身体障害	身体障害児の普通学級における教育的処遇および指導方法の研究	東京都 千代田区立錦華小学校	新規

(4) 昭和43年度特殊教育教育課程研究指定校一覧

研究事項	研究課題	研究実施道府	研究指定校名	備考
視覚障害教育に関する研究	視覚障害児童・生徒の学習効果を高めるためには、どのような教材・教具を、どのように活用して指導すればよいか	北海道	札幌盲学校	小学部 中学部
	盲幼児の社会性を伸ばすには、どうすればよいか	大阪府	大阪市立盲学校	幼稚部
	盲・弱視の児童生徒の特性に応じた教育効果をあげるためには、小学部・中学部・高等部を通じて、どのような点に留意して教育課程を編成すればよいか、またそのためには校内の組織や管理運営のあり方はどのようにすればよいか	香川県	県立盲学校	小学部 中学部 高等部
	聾学校高等部における進路指導はどのようにすればよいか	山形県	山形聾学校	高等部
	聾学校幼稚部でよい言語習慣をつけるための指導はどうすればよいか	長野県	松本聾学校	幼稚部
聴覚障害教育に関する研究	聾学校小学部における聴能訓練の基礎段階(小学部1. 2. 3年)より補聴器の常時利用(小学部4年以上)に至る具体的方法について。	石川県	県立ろう学校	小学部
	聾学校小学部の言語指導はどのようにすすめたらよいか	岡山県	岡山聾学校	小学部
	聾学校中学部における地域と生徒の実態に即した各教科等の指導計画と指導のありかたについて。	宮崎県	都城聾学校	中学部
精神薄弱教育に関する研究	特殊学級における望ましい教育課程の編成と学習指導法の研究。	福島県	郡山市立芳山小学校	特殊学級
	精神薄弱養護学校における学習指導法の研究 —本校児童生徒の実態にそくして—	東京都	八王子養護学校	小学部 中学部
	精神薄弱児に対する効果的な学習指導のための作業学習と教科学習との関連について。	岐阜県	大垣市立南中学校	特殊学級
	特殊学級において豊かな表現力を育てるにはどうすればよいか。	山口県	宇部市立恩田小学校	特殊学級
	養護学校における体育と保健の指導はどのようにすればよいか。	熊本県	菊池養護学校	小学部 中学部
	精神薄弱教育の学習形態と学習内容および生徒の学習活動の特質についての研究。	鹿児島県	鹿児島市立伊敷中学校	特殊学級
肢体不自由教育に関する研究	職能開発をめざす教育課程はどうあればよいか。 —特に進路指導との関連について—	秋田県	県立養護学校	小学部 中学部
	精神遅滞をあわせもつ脳性マヒ児の教育課程はいかにあるべきか。	新潟県	新潟養護学校	小学部 中学部

	肢体不自由養護学校高等部における職業教育のあり方について。	広島県	広島養護学校	高等部
	脳性マヒの児童生徒の国語教育はどのようにあるべきか。 —特に表現力を伸ばすための指導について—	長崎県	諫早養護学校	小学部 中学部
病弱教育または身体虚弱教育に関する研究	病類の多様化に応じた教育の体制は、どのようにしたらよいか。	北海道	札幌市立山の手養護学校	小学部 中学部
	進行性筋萎縮児・生徒の教育課程は、どのように編成したらよいか。	千葉県	四街道養護学校	小学部 中学部
	実態にそくした養護・体育(保健体育)の指導計画は、どのように作成し、どのように指導すればよいか。	島根県	石見町立養護学校清明学園	小学部 中学部
言語障害教育に関する研究	発音異常児の指導について—症例に即して—	茨城県	水戸市立五軒小学校	特殊学級
	1 症例に応じた個人別指導の計画と実際。 2 通級による指導ならびに巡回指導についての一つの試み。	大阪府	大阪市立大室小学校	特殊学級

(注) 備考欄は、それぞれの部または特殊学級において研究するものである。

(5) 昭和43年度特殊教育内地留学生派遣数
ア 派遣大学別、研究内容別数

区分	決定者数	研究内容別人数									
		盲(弱視)	聾(難聴)	精薄	肢体不自由	病弱	言語障害	盲精薄	聾精薄	肢体不自由精薄	
東北大	3	1	2	
千葉大	4	4	
東京大	4	1	...	3	
東京医科歯科大	2	2	
東京学芸大	12	3	9	
東京教育大	46	3[2]	11[1]	13	8	...	6	1	...	1	
お茶の水女大	9	2	7	
金沢大	1	1	
福井大	1	1	
岐阜大	2	1	1	
静岡大	2	2	
名古屋大	1	...	1	
愛知教育大	4	...	3	3	1	
京都教育大	1	1	
大阪教育大	8	...	[1]	1	1	...	5	
神戸大	4	2	1	...	1	
岡山大	2	1	1	
計	106	6[2]	3[2]	31	12	0	35	1	1	3	

(注) []内は外数

イ 設置者別、研究内容別数

区分	決定者数	研究内容別人数									
		盲(弱視)	聾(難聴)	精薄	肢体不自由	病弱	言語障害	盲精薄	聾精薄	肢体不自由精薄	
北海道	5	1	1	1	1	1	
青森	1	1	

岩手	4	...	1	1	1	...	1
宮城	4	4
秋田	0
山形	3	...	1	2
福島	2	2
茨城	4	[1]	3
栃木	4	3	1
群馬	1	1
埼玉	4	1	...	2	1
千葉	4	4
東京	3	2	1
神奈川	0
新潟	5	2	3
富山	2	2
石川	1	1
福井	3	1	2
山梨	1	1
長野	3	2	1
岐阜	2	1	1
静岡	5	1	1	2	1
愛知	5	...	1	3	1
三重	0
滋賀	1	1
京都	2	2
大阪	2	2
兵庫	5	2	1	...	1	1
奈良	0
和歌山	0
鳥取	3
島根	2	2
岡山	5	1	2	...	1	1
広島	1	1
山口	2	2
徳島	2	...	1	1
香川	1	...	[1]
愛媛	1	1
高知	4	...	[1]	2	1
福岡	1	1
佐賀	0
長崎	2	...	2
熊本	0
大分	3	2	1
宮崎	2	2
鹿児島	4	[1]	1	...	2
計	106	6[2]	13[2]	31	12	0	35	1	1	8

(注) []内は外数

(6) 昭和43年度特殊教育関係教職員研修状況一覧

講座等の名称	会場 県等	地区範囲	対象者および参加人員	備考
--------	----------	------	------------	----

特殊教育講座盲教育部会	茨城	北海道、東北、関東	初心者	42人	単位授与
	京都	東海、北陸、近畿 (甲信越静を含む)	〃	36	〃
	香川	中国、四国、九州	〃	58	〃
特殊教育講座聾教育部会	茨城	北海道、東北、関東	〃	87	〃
	京都	東海、北陸、近畿 (甲信越静を含む)	〃	50	〃
	香川	中国、四国、九州	〃	73	〃
特殊教育講座精神薄弱教育部会	宮城	北海道、東北	〃	197	〃
	神奈川	関東、甲信越、静	〃	186	〃
	石川	東海、北陸、近畿	〃	158	〃
	島根	中国、四国	〃	185	〃
	長崎	九州	〃	286	〃
特殊教育講座肢体不自由教育部会	茨城	北海道、東北、関東	〃	57	〃
	京都	東海、北陸、近畿 (甲信越静を含む)	〃	68	〃
	香川	中国、四国、九州	〃	89	〃
特殊教育講座病弱教育部会	茨城	北海道、東北、関東	〃	27	〃
	京都	東海、北陸、近畿 (甲信越静を含む)	〃	32	〃
	香川	中国、四国、九州	〃	34	〃
盲学校理療科教育講座	東京	全国	理療科教員	100	〃
聴能訓練講習会	東京	全国	聾学校・難聴特殊学級担当教員	160	…
言語障害担当教員講習会	東京	全国	言語障害児・難聴児担当教員、教育研究所職員等	128	…
特殊教育教育課程地区別研究集会	栃木	北海道、東北、関東	聾学校の幼稚部、盲学校・聾学校の小学部・中学部・高等部、養護学校の小学部・中学部教員、小学校中学校の特殊学級(精神薄弱特殊学級を除く。)教員、特殊教育指導主事	419	地区別
	大阪	東海、北陸、近畿 (甲信越静を含む)		318	〃
	広島	中国、四国、九州		261	〃

精神薄弱教育教育課程都道府県研究会	各都道府県	各都道府県	小学校、中学校の精神薄弱特殊学級教員	…	都道府県別
特殊教育教育課程研究発表大会	文部省	全国	特殊教育教育課程地区別研究会、精神薄弱教育教育課程都道府県研究会の参加者および精神薄弱養護学校・肢体不自由養護学校の高等部教員、盲精薄・聾精薄特別学級担当教員	841	中央
特殊教育学校寮母講習会	茨城	北海道、東北、関東	寄宿舎寮母	197	地区別
	京都	東海、北陸、近畿 (甲信越静を含む)	〃	161	〃
	香川	中国、四国、九州	〃	256	〃
心身障害児判別・就学指導中央講習会	文部省	全国	精神薄弱児の判別、とくに医学的、心理学的診断に従事する専門医または専門家	166	中央 都道府県別、講習会の講師養成
心身障害児判別就学指導地方講習会	各都道府県	各都道府県	市町村教委就学事務担当職員、公立小・中学校、特殊教育学校の校長、校医	(12,600)	都道府県別

6 特殊教育関係教員養成大学等一覧

区分	大学名	修業年限	定員	入学資格
盲学校教員養成課程	宮城教育大学 広島大学 2大学	4年	各15人	大学入学資格(学校教育法第56条)を有すること。
聾学校教員養成課程	東京学芸大学 金沢大学 大阪教育大学 大学広島大学 愛媛大学 福岡教育大学 6大学	4年	各15人	同上
聾学校臨時教員養成課程	東北大学 金沢大学 大阪教育大学 愛媛大学 福岡教育大学 5大学	2年	各30人	同上
養護学校教員養成課程	北海道教育大学 弘前大学 岩手大学 宮城教育大学 秋田大学 山形大学 茨城大学	4年	各20人	同上

	宇都宮大学 群馬大学 千葉大学 東京学芸大学 富山大学 金沢大学 福井大学 山梨大学 信州大学 岐阜大学 静岡大学 愛知教育大学 三重大学 滋賀大学 京都教育大学 大阪教育大学 神戸大学 奈良教育大学 和歌山大学 鳥取大学 島根大学 岡山大学 広島大学 山口大学 徳島大学 香川大学 愛媛大学 高知大学 福岡教育大学 佐賀大学 長崎大学 熊本大学 大分大学 40 大学			
言語障害児教育教員養成課程	東京学芸大学 1大学	4年	各20人	同上

養護学校臨時教員養成課程	北海道教育大学 東京学芸大学 京都教育大学 広島大学 熊本大学 5大学	1年 または 半年	20人 1期 20人 (年2期)	大学入学資格を有し、かつ小・中・高等学校または幼稚園の教員の普通免許を有すること。(取得見込を含む)
指定教員養成課程	東京教育大学 教育学部特設教員養成部 (1)盲学校 ア 普通科	1年	80人	年齢35才未満で、小・中・高等学校の教員の普通免許状を有すること(取得見込を含む)または旧高等師範、青年師範、高等学校・専門学校・大学卒であること。
	イ 理療科	2年	20人	盲学校高等部理療科、専攻科を卒業し、もしくは同等以上の学力を有し、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の免許状を有すること(取得見込を含む)または旧東京盲学校師範部甲種鐵按科を卒業したこと。
	ウ 音楽科	2年	15人	盲学校高等部専攻科を卒業したこと(見込を含む)もしくは同等以上の学力を有することまたは旧東京盲学校師範部甲種音楽科を卒業したこと。
	(2)聾学校 ア 普通科	1年	30人	盲学校普通科に同じ。
	イ美術科	2年	5人	聾学校高等部専攻科を卒業したことまたは同等の学力を有すること。

7 特殊教育研究団体一覧

(1) 昭和45年度特殊教育設備整備費補助事業実施状況一覧

区分	特殊学級設備	盲学校設備		聾学校設備			養護学校設備	重複障害設備	寄宿舎設備	スクールバス	職業教育設備		…
		弱視教育	教材複製	難聴教育	幼稚部	聴能訓練					中学部技術家庭科	高等部技術家庭科	
北海道	58市、町、村	…	函立盲	小樽聾、帯広聾	室蘭聾、釧路聾	札幌聾、函館聾、小樽聾、帯広聾	…	帯広盲、旭川聾、帯広聾、札幌養護	旭川聾、函館聾	真駒内養護	札幌盲、帯広聾、室蘭聾、釧路聾	…	北海道
青森	19市、町、村	県立盲、八戸盲	…	青森聾、弘前聾、八戸聾	青森聾	…	…	…	…	…	…	弘前聾	青森
岩手	39市、町、村	…	…	…	…	盛岡聾、一関聾	…	県立盲	県立養護	…	盛岡聾	盛岡聾	岩手
宮城	31市、町、村	…	…	小牛田聾	小牛田聾	小牛田聾	…	県立聾	県立聾	…	…	…	宮城
秋田	27市、町、村	県立盲	…	…	…	…	…	県立聾	…	…	…	…	秋田
山形	14市、町、村	…	盛岡盲	…	…	酒田聾	…	…	…	…	山形養護、山形養護ゆきわり分校	山形盲	山形
福島	43市、町、村	会津盲	会津盲、福島盲	平聾	平聾	福島聾、郡山聾	…	平盲、郡山聾、県立養護、県立養護平分校	平聾	…	福島盲、平盲	福島聾	福島
茨城	28市、町1村	県立盲	…	水戸聾、霞浦聾	…	…	…	県立盲	…	…	県立盲	県立盲	茨城
栃木	24市、町、村	…	…	…	…	…	…	…	県立盲、県立聾、野沢養護	…	野沢養護	県立聾	栃木
群馬	17市、町、村	県立盲	県立盲	県立聾	…	県立聾	…	二葉養護、桐生市立第一養護	…	…	…	…	群馬

広島	14市, 町	...	県立盲	福山養護(肢)	福山養護	広島
山口	16市, 町, 村	県立盲	...	防府養護	県立聾	山口
徳島	13市, 町, 村	県立盲	県立盲	徳島
香川	22市, 町, 村	...	県立盲	県立養護	県立養護	香川
愛媛	18市, 町, 組合	...	松山盲	松山聾	松山盲, 愛媛養護	愛媛養護	愛媛
高知	11市, 町, 村, 組合	高知聾, 幡多聾	日高養護(精)	...	県立盲	県立盲, 高知聾, 幡多聾	高知
福岡	22市, 町	...	福岡盲	福岡聾, 久留米聾, 小倉聾, 直方聾	柳河盲	...	北九州市立盲, 福岡聾, 小倉養護	柳河盲, 北九州盲, 小倉聾, 福岡聾, 久留米聾, 直方聾	福岡
佐賀	20市, 町	県立盲	...	県立聾	...	県立聾	佐賀
長崎	34市, 町, 村	県立聾	...	県立聾, 諫早養護永昌分校	...	長崎
熊本	27市, 町, 村	熊本聾	...	熊本聾, 天草聾	松橋養護	...	熊本
大分	32市, 町, 村, 組合	県立聾	...	県立聾	日出養護糸口分校(精)	県立盲	県立盲, 日出養護糸口分校, 別府養護石垣原分校	県立聾	大分
宮崎	24市, 町, 村	宮崎盲	宮崎盲	延岡聾, 都城聾	...	延岡聾	宮崎盲	宮崎
鹿児島	34市, 町, 村	県立聾	県立聾	県立養護	...	県立養護, 県立養護伊敷分校	県立養護	鹿児島
計	1,049市, 町, 村, 組合	17校	25校	28校	12校	55校	肢体不自由 3校 精神薄弱 5校	盲学校 9校 聾学校 9校 養護学校 10校	盲学校 12校 聾学校 10校 養護学校 8校	10校	盲学校 10校 聾学校 7校 養護学校 8校	盲学校 14校 聾学校 30校 養護学校 8校	...

特殊教育学校就学奨励費補助金・交付金の支給経費

部別 経費区分		幼稚園	小学部	中学部	高等部			
					本科	別科	専攻科	
教科用図書購入費		29	31	31	39	
学校給食費		40	29	29	33	33	48	
交通費	通学生	本人	38	29	29	34	34	...
		付添人	38	30	小1~3年まで
	寄宿生	本人	38	29	29	34	34	...
		付添人	38	30	30
寄宿舎居住に伴う経費	寝具購入費		38	29	29	35	35	...
	日用品等購入費		38	29	29	35	35	41
	食費		38	30	30	36	36	41
修学旅行費		...	35	35	37	37	...	
学用品購入費		...	36	36	42	42	...	
通学用品費		...	42	42	

(注) 1. 灰色内の数字は、初めて支給された年度を示す。
2. 小・中学部および高等部の本科・別科に対する経費(ただし、小・中学部の通学用品費および高等部(本科・別科)の学用品購入費は除く。)は法律により支弁する経費(法律補助)であり、その他の経費は、法律に準じて支弁する経費(予算補助)である。

